

最高裁総一第121号

令和8年2月20日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長

複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて（通知）

下級裁判所事務処理規則（昭和23年最高裁判所規則第16号）第24条第5項の規定により、最高裁判所の定める員数の事務局次長を置く裁判所が別表のとおり指定され、当該裁判所の事務局に置く事務局次長の員数が同表のとおり定められ、令和8年4月1日から実施されます。

なお、令和7年2月20日付け最高裁総一第177号総務局長通知「複数の事務局次長を置く裁判所の指定及び事務局次長の員数の定めについて」により通知された指定及び定めは、令和8年3月31日限り、取り消されます。

(別表)

1 地方裁判所

地 方 裁 判 所	員 数
東京	4
横浜、宇都宮、長野、大阪、神戸、名古屋、山口、福岡、長崎、鹿児島、松山	3
さいたま、千葉、静岡、甲府、京都、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、鳥取、松江、佐賀、大分、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、函館、旭川、釧路、徳島、高知	2

(注)

- 1 東京、横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、長野、神戸、名古屋、福井、富山、山口、鳥取、松江、長崎、鹿児島、函館、旭川、徳島、高知及び松山各地方裁判所の事務局次長のうちの一人は、当該各地方裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。
- 2 宇都宮、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、金沢、山口、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、釧路及び松山各地方裁判所の事務局次長のうちの一人は、当該各地方裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の事務局次長をもって充てるものとする。

2 家庭裁判所

家 庭 裁 判 所	員 数
東京、宇都宮、長野、大阪、山口、長崎、鹿児島、松山	3

<p>横浜、さいたま、千葉、静岡、甲府、神戸、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、鳥取、松江、福岡、佐賀、大分、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知</p>	<p>2</p>
---	----------

(注)

- 1 東京、宇都宮、甲府、長野、大阪、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、山口、鳥取、松江、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島、高知及び松山各家庭裁判所の事務局次長のうちの一人は、当該各家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の事務局次長をもって充てるものとする。
- 2 横浜、さいたま、千葉、宇都宮、静岡、甲府、長野、神戸、名古屋、福井、富山、山口、鳥取、松江、長崎、鹿児島、函館、旭川、徳島、高知及び松山各家庭裁判所の事務局次長のうちの一人は、当該各家庭裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の次席書記官をもって充てるものとする。